

# 市場の画定の考え方

平成 1 4 年 1 2 月 5 日  
事 務 局

# 目次

1. 本研究会でのケーススタディの手法と対象 . . . . . 2

2. 画定に先立つサービス選定 . . . . . 3

3. 代替性の分析 . . . . . 4

4. ADSLとその周辺サービスの特徴 . . . . . 13

5. 携帯電話サービスとその周辺サービスの特徴 . . . . . 14

6. 固定電話サービスとその周辺サービスの特徴 . . . . . 15

7. 地理的市場 . . . . . 16

# 1. 本研究会でのケーススタディの手法と対象

～本研究会の議論を具体的・実践的なものとするために～

- 競争状況の評価手法の一般モデルを具体的、実践的に検討するため、市場で実際に取引されているADSL、固定電話、携帯電話をケーススタディとして取り上げる。
- このケーススタディは、市場画定や競争状況の評価の際の考え方や課題等を明らかにするために行う作業であって、いわゆる「ADSL」、「固定電話」、「携帯電話」というサービスを「市場」として画定し、競争状況の評価することを意味するものではない。
- ADSL等のサービスとその各々の周辺のサービスを例に、需要や供給の代替性等に基づいて市場画定を試行し、その画定された市場における競争状況の評価を試行することによって浮かび上がるであろう競争評価に際しての課題やそれに対する解決法等について検討する。
- なお、ADSL、固定電話、携帯電話を対象として取り上げるのは、以下の理由による。
  - (1) ADSL・・・ADSLは、近年、加入数が急激に増加している代表的な高速インターネット接続サービスである。また、他にも複数のインターネット接続サービスが存在し、それらと同一サービスとして市場が画定されるかどうかによって競争状況の評価は、大きく変わる可能性がある。このため、複数のサービスとの代替性を多角的に検討するケースとして優れている。
  - (2) 固定電話・・・固定電話は、加入数の多い代表的な電気通信サービスであるが、近い将来にIP電話等の新技術により代替されていく可能性が指摘されている。また、設備のボトルネック性を有している。このため、従来と異なる新技術の市場画定に与える影響やボトルネック設備の存在が競争状況に与える影響等を検討するケースとして優れている。
  - (3) 携帯電話・・・携帯電話は、加入数が固定電話を上回る代表的な電気通信サービスである。また、設備のボトルネック性を有していないが、電波資源の有限性の故に参入事業者が限られる特性がある。このため、有線とは異なる無線の特徴を反映する競争評価の必要性の有無等を検討するケースとして優れている。

## 2. 画定に先立つサービス選定

● 今回の研究の目標である競争状況の評価のための一般モデルが英国に倣うのであれば、競争を促進する必要があると判断したサービスを、まずはある程度大きく捉えて分析対象とし、次に当該サービスを構成する要素サービス間の代替性等を分析して市場の画定を行うこととなる。すなわち、競争が十分機能していない可能性のある市場を取り上げて、市場の画定作業を進めることとなる。

● なお、EUの「関連市場に関する勧告（草案）」では、

- 高くて、一時的ではない参入障壁
- 適切な期間に、自然に有効な競争的な状態に移行しない市場
- 競争法単独では対応できない問題を含んだ市場

がその要件として挙げられているが、市場分析に先立つサービス選定の段階で、既に競争状況に係る一定の判断を下していることとなり、トートロジーとなっていると考えられる。

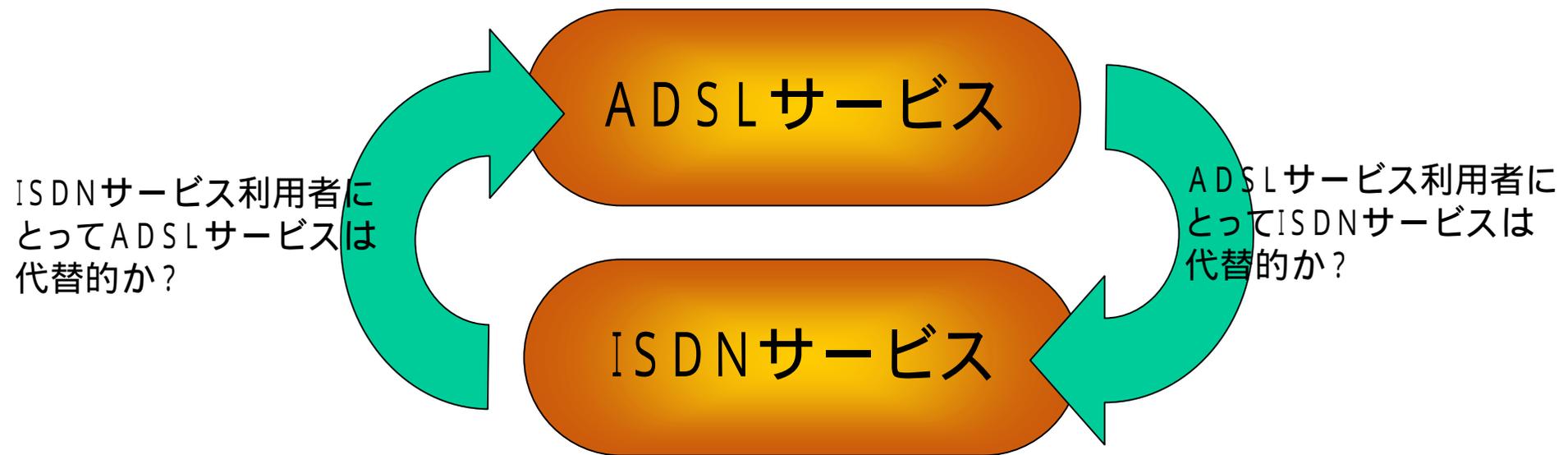
● このため、我が国においては、実際に競争評価を用いる政策目標に応じて、サービス選定の要件を適切に設定する必要があるのではないか。

### 3 . 代替性の分析

- 需要の代替性を利用者にとっての効用と機能に注目して分析する手法として、英国では、「利用者向けアンケート」や「仮想独占事業者テスト」の方法が採用されている。
- 「仮想独占事業者テスト」は、需要代替性と市場画定の関係については3 - 1のような考え方に立って行われているが、具体的方法に関する情報が不足している。
- なお、英国の「有効競争レビュー」での市場画定の方法の具体例として、ダイヤルアップインターネット接続の小売領域に関する分析結果を3 - 3に示す。

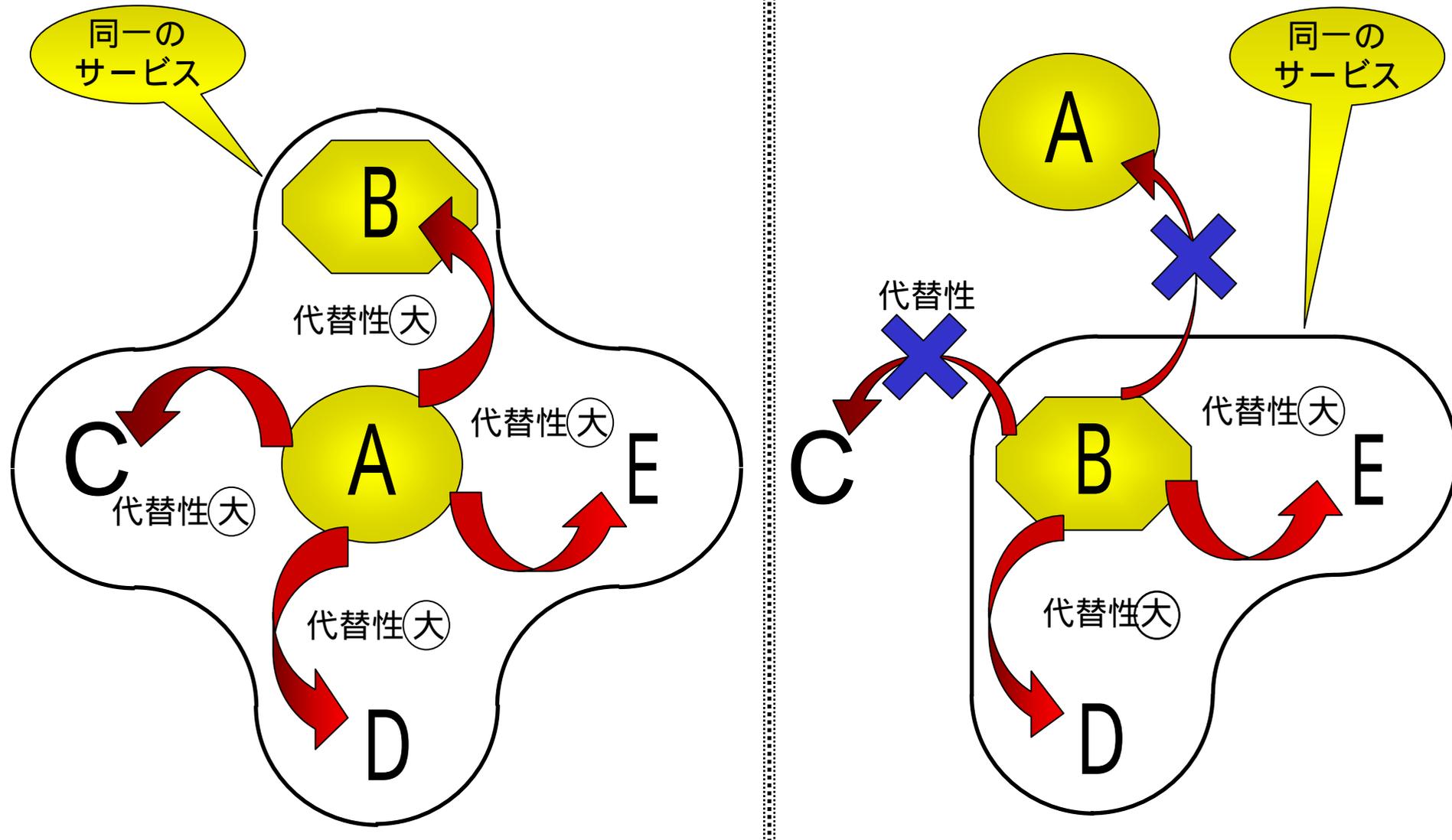
## 3-1 . 需要代替性と市場画定の関係

- 需要代替性に基づく市場の画定の考え方は、ADSLサービスとISDNサービスを例に取り上げると、次のとおり。



- ISDNサービスの競争状況を評価するために市場を画定するためには、ISDNサービス利用者にとってADSLサービスが代替的であるかどうかを分析し、仮に代替的であれば、ISDNサービスをADSLサービスと括って、例えばインターネット接続サービスとする。同様に、FTTH、CATVインターネット、FWA等との代替性を次々に検討し、同一サービスとして括れるサービス範囲を決定することで、ISDNサービスの市場を画定する。
- 一方、ADSLサービスの競争状況を評価するために市場を画定するためには、ADSLサービス利用者にとってISDNサービスが代替的かどうかを分析する。FTTH、CATVインターネット、FWA等との代替性を次々に検討するのは上に同じである。

### 3-2 . 需要代替性に基づく市場画定のイメージ



- 競争評価の対象サービス (= 市場画定のスタート地点となるサービス) によって、画定される市場の範囲が異なる場合があり得る。

### 3-3 . 英国「有効競争レビュー」での市場画定

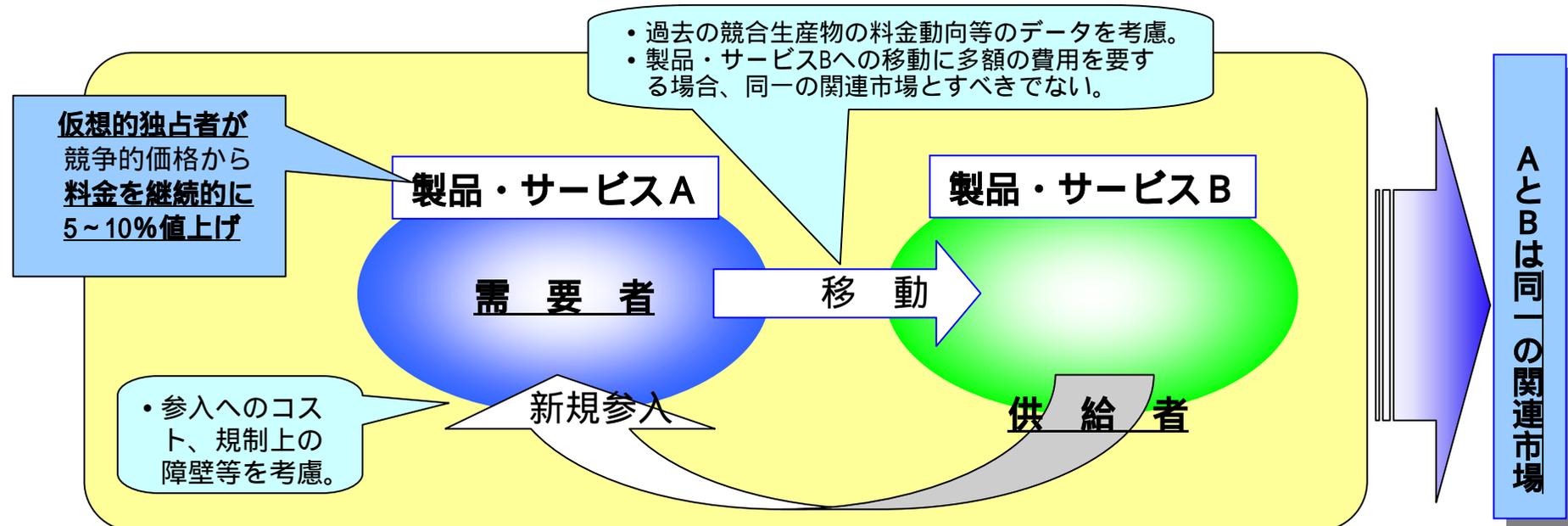
#### 市場の画定

- 市場の画定は、ある市場における企業の料金設定行為に制約があるかどうかで判断し、制約があれば同一市場と考えられる。この制約は、消費者が他の代替サービス入手可能かどうか(需要代替性)、他の事業者がサービスを変更したり、生産量を増加することが可能かどうか(供給代替性)で判断する。

#### 仮想独占事業者テスト(hypothetical monopolist test)

SSNIP(Small but Significant Non-transitory Increase in Price)テスト

- 考察対象の製品・サービスにおいて、小規模であるが有意かつ継続的な価格の引き上げ(通常、5~10%の範囲)に対応して、消費者が代替生産物又はサービスに転換するかどうかについて検証する。
- 仮想独占事業者テストは、競争法的観点から関連市場を画定するための需要及び供給の代替性を検証する手法の一つであり、欧米諸国において1990年代頃から採用されている模様だが、具体的方法については詳細不明。



# 英国における市場画定の具体例（「有効競争レビュー」ダイヤルアップインターネット接続） ～ 低速接続と高速接続 ～

「有効競争レビュー」の結論

・現時点では低速接続と高速接続が同一市場であるかどうかの判断には証拠が不十分。  
 ・ひとまず**低速ダイヤルアップ接続と高速接続は別市場**とした上で、**低速ダイヤルアップ接続に対象を限定して市場を画定**。

備考	需要サイド	供給サイド	備考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高速接続と低速接続の間の価格差からは 別市場( 1 )と判断される一方、品質差からは同一市場( 2 )と判断される。しかし、両者の用途と価格弾力性の実証的証拠はほとんどない。</li> <li>・ 価格差と品質差のみから同一市場か否かを決定することはできず、一方の価格変動の他方への影響の程度等の証拠が必要。本質的には、より高い品質に対する消費者のコスト負担意欲が両者の価格差よりも小さいならば、両者は別市場であるが、現在は判定不可能。</li> </ul>	<p><b>1 低速接続市場を画定する観点から高速接続との代替性を判断する場合は同一市場</b>（高速接続は同一カテゴリ内の上位サービス）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ より高品質、より高性能な製品の導入は技術集約型産業に共通であり、高品質製品の価格によって、低品質製品の価格が抑制されると考えることは妥当。</li> <li>・ 新技術が容易に利用可能になり、その価格が下がっている間、低品質製品の価格が高品質製品の価格動向を反映していない場合、顧客は高品質製品に移動するより大きな要因を持つ。</li> <li>・ 需要代替性に基づくと、低速インターネット接続の独占供給者による価格上昇に伴い、消費者はより高品質かつ高速な製品へ移動するだろう。現時点では、このような低速接続の価格制限は不明確だが、高速接続の価格の低廉化に伴い、ますます重要になる。</li> <li>・ 低速接続の独占供給者による価格上昇が大きくなるにつれ、その顧客が高速接続へ移動するインセンティブも大きくなる。</li> </ul> <p><b>2 高速接続市場を画定する観点から低速接続との代替性を判断する場合は別市場</b></p> <p>この結論は現在の非常に不安定な市場特性に関係しており、近い将来、消費者の高速接続への評価がより高くなることは大いに予想される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高速接続の独占供給者が一時的でない価格上昇を行う場合、顧客による高速接続への評価は価格上昇を超えそうなので、独占供給者はよりよい地位を占めるであろう。言い換えれば、低速接続に移動するためには、より大きな価格差が必要になる。</li> <li>・ 高速接続の観点からは、供給代替性が容易に達成されない場合には低速接続と別市場と考えられる。</li> </ul>	

- 日本の場合、ADSLに代表される高速の接続サービスが英国に比べて広く普及しているが、両市場の同一性の判断は可能か。
- 仮に、英国と同じような方法でADSLサービスとダイヤルアップ接続サービスの同一性を分析するとするならば、どのような検討を行うことになるのか。
- 仮に、日本の独禁法の下での手法で同様の分析を行うならば、どのような検討を行うことになるのか。

英国における市場画定の具体例（「有効競争レビュー」ダイヤルアップインターネット接続）  
 ～ダイヤルアップ接続とISDN接続～

「有効競争レビュー」の結論

「ダイヤルアップインターネット接続」と「ISDNインターネット接続」は同一市場。

備考	需要サイド	供給サイド	備考
<p>・英国のISDN普及状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ISDNは、128kbpsまたは64kbps×2回線分のアクセスを提供するサービスであり、ダイヤルアップ方式での接続や伝統的なダイヤルアップベースで課金される点など、ダイヤルアップインターネット接続と非常に似通った特性を有する。</li> <li>英国ではISDNは相対的に普及しないのは、一般家庭ユーザ用ダイヤルアップ標準モデム又は大規模事業者等のヘビーユーザ用の専用線によって提供される代替オプションが選択されていることの査証であって、ダイヤルアップとISDNによるインターネット接続は、需要代替性が高いことにより同一市場と見なすことができる。</li> </ul>	<p>(記述なし)</p>	

英国における市場画定の具体例（「有効競争レビュー」ダイヤルアップインターネット接続）  
 ～ダイヤルアップ接続と専用線接続～

「有効競争レビュー」の結論

「ダイヤルアップインターネット接続」と「専用線インターネット接続」は別市場。

備考	需要サイド	供給サイド	備考
<p>・英国の専用線回線数、料金水準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専用線は128kbpsのアクセスを提供するサービスであり、インターネットへの常時接続が必要なユーザにとってISDNの代替手段を提供。</li> <li>しかし、専用線料金はダイヤルアップISDNに比べかなり高く、使用頻度が十分高い場合又は常時接続が不可欠な特定アプリケーションが必要な場合にのみ、ユーザの選択肢の俎上に登る。</li> </ul>	<p>(記述なし)</p>	

英国における市場画定の具体例（「有効競争レビュー」ダイヤルアップインターネット接続）  
 ～ダイヤルアップ接続とインターネットonTV～

「有効競争レビュー」の結論

「ダイヤルアップインターネット接続」と「インターネットonTV」は現時点では代替的かどうか不明確。

備考	需要サイド	供給サイド	備考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネットonTVは、最近、パソコン経由のモデム接続に効果的な代替手段を提供し始めており、現在は特定コンテンツにサービスが制限されるが、テレビの高い普及率、利用方法の簡便性によって、将来的にはより重要になるかもしれない。</li> <li>ほとんどすべての場合において、インターネットonTVはインターネット接続に標準モデム接続を使用するため、インターネットonTVはダイヤルアップインターネット接続と同一市場にあると見なすことができる。</li> <li>パソコンとデジタルTVセットの両方の所有ユーザーにとって、インターネットonTVとダイヤルアップインターネット接続は代替的であるが、この仮定は現時点では不十分。そのうえ、いくつかのコンテンツは、インターネットonTVでは利用困難。</li> <li>ダイヤルアップインターネット接続の仮想独占供給者は、代替手段としてインターネットonTVに移動することが適切と考えるユーザーがわずかなことから、著しい一時的でない価格上昇によって利益を得るだろう。</li> <li>全ての証拠は、インターネットonTVとダイヤルアップインターネット接続の間の需要サイド（そしておそらく供給サイド）の代替性がますます高くなることを示しているが、現在のところ、両者が代替的かどうか不明確。</li> </ul>	<p>(記述なし)</p>	

英国における市場画定の具体例（「有効競争レビュー」ダイヤルアップインターネット接続）  
 ～ダイヤルアップ接続とGSMダイヤルアップ接続～

「有効競争レビュー」の結論

「ダイヤルアップインターネット接続」と「GSMダイヤルアップ」は別市場。

備考	需要サイド	供給サイド	備考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• WAP 利用可能端末等を通じたGSMダイヤルアップの低速性(9.6～14.4kb/s)及びその限定的な機能により、固定ダイヤルアップインターネット接続の独占供給者による重要な価格上昇に対応して、その顧客がGSMダイヤルアップに移動することはほとんどない。</li> <li>• 一方、GSMダイヤルアップは、その主要な特徴である移動性によって、固定ダイヤルアップ接続の補完的サービスとして認知されるかも知れず、これは両者の代替性の欠如を示す。</li> <li>• 固定ダイヤルアップの観点からは、GSMダイヤルアップは別市場と結論づけることができるが、GSMダイヤルアップの観点からは、固定ダイヤルアップが代替サービスであるかどうか不明確。</li> </ul>	<p>(記述なし)</p>	

## 4 . ADSLとその周辺サービスの特徴

- 常時・高速インターネット接続がADSLサービスの最大の特徴。
- ケーススタディとして、ISDN、FWA、CATVインターネット、FTTHに注目してこれらサービスとの間の代替性を検討する。

		ADSL	ISDN	FWA	CATV	FTTH
基本機能	常時接続					
	高速性 (伝送速度)	上 ~ 1Mbps 下 ~ 8Mbps (10月中旬から12Mbpsサービス開始)	上下 64Kbps	上下 ~ 2Mbps	上 ~ 0.5Mbps 下 ~ 10Mbps	上下 ~ 100Mbps
料金等	月額料金 (除くモデムレンタル料)	<u>フレッツADSL(8M)</u> 2,650円 + ISP料金	<u>フレッツISDN</u> 2,800+ISP料金	<u>スピードネット</u> 2,450 ~ 5,450円	<u>J-COM</u> 5,250円	<u>Bフレッツ(ニューファミリー)</u> 5,800 + ISP料金
		<u>イーアクセス</u> 3,453円 <u>YahooBB</u> 2,453円	(ISDN基本料が別途)			<u>東電 + TNet</u> 8,980円
	開始コスト	工事費 + 契約料 3,850円程度	契約料800円	工事費 + 契約料 12,900円 ~ (工事内容により変動)	工事費 30,000円	工事費 + 契約料 27,900円
利用可能世帯数		3,500万世帯	4,000万世帯	NA	2,300万世帯	1,400万世帯

## 5 . 携帯電話サービスとその周辺サービスの特徴

- 携帯電話の音声通話・データ伝送という特徴。
- ケーススタディとして、PHS、固定電話との代替性を検討する。

		携帯電話	PHS	固定電話	
基本機能	移動性		(高速移動時)	×	
	音声品質	-	携帯電話より良	携帯電話より良	
	伝送速度	-	携帯電話より速	携帯電話より速	
	その他機能	テキストメッセージ送受信、ブラウザフォン、JAVAアプリケーション、カメラ、GPS等	テキストメッセージ送受信、ブラウザフォン、トランシーバ、位置情報機能等	FAX、テキストメッセージ送受信、ブラウザフォン機能等	
料金等	通信料	基本料	<u>ドコモ「プランA」</u>	<u>ドコモ「データプラス」</u>	1,750円
		通話料	4,500円(含む無料通話600円)	1,980円(含む無料通話1,000円)	
	通話料	平日昼間1分40円程度	平日昼間1分40円程度	平日昼間3分8.5円	
	開始コスト	契約料3,000円 + 機器代	契約料3,000円 + 機器代	設置負担金 + 契約料	
サービスエリア		全国	全国	全国	

## 6. 固定電話サービスとその周辺サービスの特徴

- 固定電話 (= 加入電話 + ISDN) の音声通話という特徴。
- ケーススタディとして、IP電話 (Phone to Phone型)、携帯電話との間の代替性を検討する。

		加入電話	ISDN	IP電話	携帯電話	
基本機能	音声品質	-	加入電話と同等	固定電話より劣る	固定電話より劣る	
	その他機能	FAX、テキストメッセージ送受信、ブラウザフォン機能等	加入電話2回線分として使用可能。その他の機能は加入電話と同様。	(NTT契約が前提) 緊急通信の取扱い、加入電話からの着信等に制限	移動性 各種付加機能	
料金等	通信料	基本料	1,750円	2,830円	<u>BBフォン</u> 390円 (NTT、ヤフーADSL契約が前提)	<u>ドコモ「プランA」</u> 4,500円 (含む無料通話600円)
		通話料	平日昼間3分8.5円	平日昼間3分8.5円	3分7.5円	平日昼間1分40円程度
	開始コスト	設置負担金72,000円 + 契約料800円	設置負担金72,000円 + 契約料800円	(NTT契約が前提)	契約料3,000円 + 機器代	
サービスエリア		全国	全国	展開中	全国	

- 固定電話を一つのサービスとして捉えるのではなく、基本料、通話料 (例えば、市内、県内市外、長距離、国際) とをセグメントごとに分ける必要はないか。
- 各サービスの特徴の比較の結果、代替性を有している可能性の高いサービスとの間で、更に利用者へのアンケート、供給側の代替性の考慮等により、市場を画定することが現実的ではないか。
- 基本料の事住別料金、通話料の大口割引等、利用者属性に応じた料金設定もあるが、提供されるサービスは同じなので同じ市場に画定してよいか。

## 7. 地理的市場

● 電気通信事業分野では、サービスの種類によって、あるいは地域によって、競争の現況は斑状になっている。市場画定の際、競争進展の地域格差をどのように反映するかによって、競争状況の評価は大きく変わり得る。

- 参入は大都市等特定地域に限られるものの、当該地域においては支配力を有している事業者が存在する場合、市場の画定にどう反映するか。  
(例)
  - ADSLサービスは業務区域を全国としている事業者も存在するが、現実のサービス展開は採算性も重視されている。
- 特定の複数社間の合併の際に市場を画定する独禁法と違って、全国規模や特定地域での支配力の有無を検証する必要がある一般モデルにおいては、単一事業者又はグループが全国、地域ブロック、県単位など様々な範囲の業務区域で事業展開している現状をどのように取扱って市場を画定すればよいか。
- 無線LANのスポットエリアには、電波の有限性に起因する実質的な参入障壁が存在している。また、BLEC (Building Local Exchange Carrier) は、通常、単一事業者が特定ビル内の通信サービスを提供することとなる。これらは、市場画定の問題なのか。仮にそうだとすると、一般モデルにどのように反映すればよいか。

## 7-1 . 主なADSLサービス事業者と提供地域

- 下記各社の業務区域は全国（NTTは東西を分担）だが、その他、業務区域を特定地域に限定して参入している事業者も存在している。

事業者名	東日本電信電話(株)	西日本電信電話(株)	ビービーテクノロジー(株)	(株)イー・アクセス	(株)アッカ・ネットワークス
許可・届出年月日	平成11.7.1	平成11.7.1	平成12.6.20	平成12.9.27	平成12.4.17
代表者	三浦 惺	上野至大	孫正義	千本 倅生	坂田好男
住所	〒163-8019 東京都新宿区 西新宿3-19-2	〒540-8511 大阪府大阪市 中央区馬場町3-15	〒103 - 0015 東京都中央区 日本橋箱崎町24-1	〒105-0001 東京都港区 虎ノ門3-8-21	〒100-0006 東京都千代田区 有楽町1-12-1
資本金	3350億円	3120億円	30億00万円	105億2829万円	100億974万円
役務の種類	音声伝送 データ伝送 専用 電報	音声伝送 データ伝送 専用 電報	音声伝送 データ伝送	音声伝送 データ伝送 専用	データ伝送
業務区域	北海道、東北6県、関東1都6県、甲信越3県	北陸3県、中部4県、近畿2府4県、中国5県、四国4県、九州8県	全国	全国	全国
事業開始年月日 (下線は予定日)	平成11.7.1	平成11.7.1	---	<u>一種事業者としては</u> <u>平成15.1.1</u>	---
設備の概要	光ファイバケーブル 同軸ケーブル マイクロ無線 等	光ファイバケーブル 同軸ケーブル マイクロ無線 等	---	(光ファイバケーブル)	---

## 7-2 . 携帯電話サービス事業者と提供地域 ( 1/3 )

- 携帯電話の場合、参入事業者数には違いがあるものの、全都道府県で複数の事業者が存在している（電波の届かない地域などの例外はある）。周波数の制限があるので、参入事業者の数は限られている。

	北海道	東北	信越	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄	
NTTドコモグループ	(株)エヌ・ティ・ティ ドコモ 北海道	(株)エヌ・ティ・ティ ドコモ 東北	(株)エヌ・ティ・ティ ドコモ		(株)エヌ・ティ・ティ ドコモ 東海	(株)エヌ・ティ・ティ ドコモ 北陸	(株)エヌ・ティ・ティ ドコモ 関西	(株)エヌ・ティ・ティ ドコモ 中国	(株)エヌ・ティ・ティ ドコモ 四国	(株)エヌ・ティ・ティ ドコモ 九州		
KDDI / セルラーグループ	KDDI(株)										沖縄セルラ 電話(株)	
ツーカーグループ				(株)ツーカー セルラー 東京	(株)ツーカー セルラー 東海		(株)ツーカー ホン関西					
ジェイフォン	ジェイフォン(株)											

## 7-2 . 携帯電話サービス事業者と提供地域 ( 2 / 3 )

事業者名	(株)イ・ティ・ティ・ド ㄐㄐ	(株)イ・ティ・ティ・ド ㄐㄐ 北海道	(株)イ・ティ・ティ・ド ㄐㄐ 東北	(株)イ・ティ・ティ・ド ㄐㄐ 北陸	(株)イ・ティ・ティ・ド ㄐㄐ 東海	(株)イ・ティ・ティ・ド ㄐㄐ 関西	(株)イ・ティ・ティ・ド ㄐㄐ 中国
許可年月日	平成 4. 6.26	平成 5. 5.31	平成 5. 5.31	平成 5. 5.31	平成 5. 5.31	平成 5. 5.31	平成 5. 5.31
代表者	立川敬二	佐藤征紀	富岡 齋	菅原光宏	野村秀樹	園田善一	戸澤弘男
住所	〒100-6150 東京都千代田区 永田町2-11-1	〒060-0001 札幌市中央区 北一条西14-6	〒980-0022 仙台市青葉区 五橋1-5-3	〒920-8630 石川県金沢市 大手町12-8	〒460-8468 名古屋市中区 栄4-1-8	〒550-0001 大阪市西区 土佐堀1-4-14	〒730-8566 広島市中区 大手町2-11-10
資本金	9496億7900万円	156億3000万円	149億8100万円	34億600万円	203億4000万円	244億5800万円	147億3200万円
役務の種類	音声伝送 データ伝送	音声伝送 データ伝送	音声伝送 データ伝送	音声伝送 データ伝送	音声伝送 データ伝送	音声伝送 データ伝送	音声伝送 データ伝送
業務区域	東京、茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、神奈川、 山梨、新潟、長野 の各都県	北海道	青森、岩手、宮城、秋 田、山形、福島 の各県	富山、石川、福井 の各県	岐阜、静岡、愛知、 三重の各県	滋賀、京都、大阪、兵 庫、奈良、和歌山 の各府県	鳥取、島根、岡山、 広島、山口の各県
事業開始年月日	音声:H4. 7. 1 データ:H4. 7. 1	音声:H5. 7. 1 データ:H5. 7. 1	音声:H5. 7. 1 データ:H5. 7. 1	音声:H5. 7. 1 データ:H5. 7. 1	音声:H5. 7. 1 データ:H5. 7. 1	音声:H5. 7. 1 データ:H5. 7. 1	音声:H5. 7. 1 データ:H5. 7. 1
設備の概要	280、800及び900MHz 帯、1.5GHz1.9GHz、 2GHz,2.4GHz並びに 2.5及び2.6GHz帯無 線	280、800及び 900MHz帯、 1.9GHz並びに 2GHz帯無線	280、800及び 900MHz、 1.9GHz並びに 2GHz帯無線	280、800及び 900MHz、 1.9GHz並びに 2GHz帯無線	280、800及び 900MHz帯、1.5及 び1.9GHz帯並びに 2GHz帯無線	280、800及び 900MHz帯、1.5及 び1.9GHz帯並びに 2GHz帯無線	280、800及び 900MHz、 1.9GHz並びに 2GHz帯無線

## 7-2 . 携帯電話サービス事業者と提供地域 ( 3 / 3 )

事業者名	(株)エヌ・ティ・ティ・ドット 四国	(株)エヌ・ティ・ティ・ドット 九州	KDDI(株)	沖縄セルラー電話(株)	(株)ツーカー・セルラー東京	(株)ツーカー・セルラー東海	(株)ツーカー・セルラー関西	ジ・エフ・オン(株)
許可年月日	平成 5. 5.31	平成 5. 5.31	昭和60. 6.21	平成 4. 3. 3	平成 4. 4. 7	平成 4.12. 9	平成 4. 8. 4	平成 4. 4. 7
代表者	中澤正良	高橋豊久	小野寺正	親泊一郎	津田裕士	那須角忠	福田元彦	ダリル E.グリーン
住所	〒760-8547 香川県高松市 天神前9-1	〒810-0073 福岡市中央区 舞鶴2-3-1	〒163-8003 東京都新宿区 西新宿2-3-2	〒900-8540 沖縄県那覇市 久茂地2-14-1	〒105-8540 東京都港区 芝大門1-10-11	〒456-8550 名古屋市熱田区 六野2-102-10	〒530-0001 大阪市北区梅田 3-3-10	〒105-6205 東京都港区愛宕 2-5-1
資本金	84億1200万円	158億3400万円	1393億6300万円	14億1458万円	60億円	30億円	60億円	267億9183万円
役務の種類	音声伝送 データ伝送	音声伝送 データ伝送	音声伝送 データ伝送 専用電報	音声伝送 データ伝送	音声伝送 データ伝送	音声伝送 データ伝送	音声伝送 データ伝送	音声伝送 データ伝送
業務区域	徳島、香川、愛媛、 高知の各県	福岡、佐賀、長崎、 熊本、大分、宮崎、 鹿児島、沖縄の各 県	全 国 (携帯電話サービ スについては沖縄 県を除く)	沖縄県	東京、茨城、栃木、 群馬、埼玉、千葉、 神奈川、山梨、 長野の各都県	岐阜、静岡、愛知、 三重の各県	滋賀、京都、大阪、 兵庫、奈良、和歌 山の各府県	全 国
事業開始年月日	音声:H5. 7. 1 データ:H5. 7. 1	音声:H5. 7. 1 データ:H5. 7. 1	昭和60. 4. 1	音声 : H 4.10.20 データ : H12.1.7	音声:H 6. 6. 1 データ:H13. 9.28	音声 : H6. 7. 7 データ : H13.10. 2	音声:H 6. 4. 1 データ:H13.11.14	音声 : H 6. 4. 1 データ : H14. 3. 1
設備の概要	280、800及び 900MHz、 1.9GHz並びに 2GHz帯無線	280、800及び 900MHz、 1.9GHz並びに 2GHz帯無線	光ファイバケーブル マイクロ無線、 同軸ケーブル、 800及び900 MHz並びに 2GHz帯無線	800及び900MHz 並びに2GHz帯無 線	1.5GHz帯無線	1.5GHz帯無線	1.5GHz帯無線	1.5及び2GHz帯 無線

## 7-3 . 固定電話サービス事業者と提供地域

- 固定電話（基本料、市内通話等）はユニバーサルサービス。
- 東・西NTTには、国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与するよう義務が課されている。

主要な事業者名	東日本電信電話(株) (再掲)	西日本電信電話(株) (再掲)	エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーションズ(株)	KDDI(株) (再掲)	日本テレコム(株)	東京通信 ネットワーク(株)	九州通信 ネットワーク(株)
許可年月日	平成11.7.1	平成11.7.1	平成11.7.1	昭和60.6.21	昭和60.6.21	昭和61.8.8	平成1.8.1
代表者	三浦 惺	上野至大	鈴木正誠	小野寺正	ウィリアム・ティーン・ロー	白石 智	田中 進
住所	〒163-8019 東京都新宿区 西新宿3-19-2	〒540-8511 大阪府大阪市 中央区馬場町3-15	〒100-8019 東京都千代田区 内幸町1-1-6	〒163-8003 東京都新宿区 西新宿2-3-2	〒104-8508 東京都中央区 八丁堀4-7-1	〒108-8525 東京都港区 芝浦4-9-25	〒810-0001 福岡市中央区 天神1-12-20
資本金	3350億円	3120億円	2116億5000万円	1393億6300万円	500億円	420億6185万円	202億円
役務の種類	音声伝送 データ伝送 専用 電報	音声伝送 データ伝送 専用 電報	音声伝送 データ伝送 専用	音声伝送 データ伝送 専用 電報	音声伝送 データ伝送 専用	音声伝送 データ伝送 専用	音声伝送 データ伝送 専用
業務区域	北海道、東北6県、関 東1都6県、 甲信越3県	北陸3県、中部4県、 近畿2府4県、中国 5県、四国4県、九 州8県	全 国	全 国	全 国	茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、神奈川 東京、山梨、静岡 の各都県	福岡、佐賀、 長崎、熊本、 大分、宮崎、 鹿児島各県
事業開始 年月日	平成11.7.1	平成11.7.1	平成11.7.1	昭和60.4.1	音声:S 62.9.4 データ:H 6.11.10 専用:S 61.8.1	音声:S 63.5.1 データ:H 7.12.1 専用:S 61.11.1	音声:H 9.4.1 データ:H 10.8.17 専用:H 1.11.1
設備の概要	光ファイバケーブル 同軸ケーブル マイクロ無線 等	光ファイバケーブル 同軸ケーブル マイクロ無線 等	光ファイバケーブル 同軸ケーブル マイクロ無線 等	光ファイバケーブル マイクロ無線、同軸ケー ブル、800及び900 MHz、2GHz帯無線	マイクロ無線 光ファイバケーブル 衛星地球局 等	光ファイバケーブル 平衡対ケーブル	光ファイバケーブル 平衡対ケーブル 1.9GHz帯無線